

京 都 大 学 国 際 高 等 教 育 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第14条 企画評価専門委員会に、各部が担う科目に係る企画、立案及び評価を行わせるため、各教室等の区分に応じて、それぞれ分野別部会を置く。</p> <p>2 分野別部会は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 各教室の主任及び副主任</p> <p>(2) 関係学部の教員</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、分野別部会</u>に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(部)</p> <p>第17条 教育院に、次表左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。</p> <p>教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、芸術・言語文化系教室、行動科学系教室、地域・文化系教室、社会科学系教室、情報系教室、<u>環境・保健・体育系教室</u></p> <p>基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、地球科学教室、生物学教室</p> <p>外国語教育部 英語教室、初修外国語教室</p> <p>2 前項の部又は教室に、専任教員（年俸制特定教員及び特定外国語担当教員を含む。以下同じ。）又は兼担の教員を置く。</p> <p>(中 略)</p> <p>第21条 } (略)</p> <p>2～4</p> <p>(事務組織)</p> <p>第22条 } (略)</p> <p>(内部組織に関する委任)</p> <p>第23条 } (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第14条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>3 <u>第1項に定めるもののほか、企画評価専門委員会に、必要に応じて特定の科目に係る企画、立案及び評価を行わせるため、特別部会を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、分野別部会及び特別部会</u>に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定める。</p> <p>(部)</p> <p>第17条 教育院に、次表左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。</p> <p>教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、芸術・言語文化系教室、行動科学系教室、地域・文化系教室、社会科学系教室、情報系教室、<u>健康・スポーツ系教室</u></p> <p>基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、地球科学教室、生物学教室</p> <p>外国語教育部 英語教室、初修外国語教室</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第21条 } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p><u>(附属センター)</u></p> <p>第22条 <u>教育院に、国際学術言語教育センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>センターは、実践的な言語運用能力の向上に係る教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びにこれらの業務の実施に関し必要な調査研究等を行う。</u></p> <p>3 <u>センターに、センター長を置き、教育院の専任の教授のうちから、協議会の議を経て、教育院長が指名する。</u></p> <p>4 <u>センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>(事務組織)</p> <p>第23条 } (同 左)</p> <p>(内部組織に関する委任)</p> <p>第24条 } (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p>第25条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
	附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。